

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月1日から48年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を44年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については44年3月から同年6月までは2万2,000円、同年7月から45年6月までは2万6,000円、同年7月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から46年9月までは3万9,000円、同年10月から47年6月までは4万5,000円、同年7月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から48年3月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月1日から48年4月1日まで  
② 昭和63年8月6日から平成元年4月30日まで

私は、A社に昭和44年3月1日に入社したが、48年4月1日からしか厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

また、C社にはD市から出稼ぎの紹介を受け2回勤務したが、3回目の勤務では同社に直接電話して採用してもらったので、3回目の勤務については厚生年金保険に加入しているはずである。

私が両申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の入社日に関する具体的供述及び当時の社会保険事務担当者の供述から、申立人が昭和44年3月1日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が申立人は正社員であったと供述しているところ、当時の社会保険事務担当者は「申立人は昭和44年3月に入社し、最初から正社員だった。正社員なので厚生年金保険料の控除も行っていた。」と供述しており、申立人の

前任者である社長の運転手であった同僚は「厚生年金保険に加入しないのは日雇契約者か、現場監督が手配した下請の職人だけで、運転手は正社員であり厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 48 年 4 月の標準報酬月額（6 万 4,000 円）が同額であった同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から判断すると、44 年 3 月から同年 6 月までは 2 万 2,000 円、同年 7 月から 45 年 6 月までは 2 万 6,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 46 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 47 年 6 月までは 4 万 5,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 48 年 3 月までは 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立てどおりの被保険者資格取得届や、その後に事業主が行うべき複数回の被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり被保険者資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 3 月から 48 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、同僚の供述から、申立人が C 社に勤務していたことは推認できるが、事業主は「当社が保管する雇用保険喪失データの中に申立人の名前が無いことから、申立人を正社員として採用していないことが確認できる。また、期間従業員として採用したのであれば労働契約書の控えを保管しているが、申立人の申立期間に係る労働契約書が無いので申立人の勤務実態を確認できない。このほかに当時の資料を保管していないので申立人の厚生年金保険の適用については不明である。」と回答している。

また、申立人から名前の挙がった同僚は「私は期間従業員として昭和 61 年 4 月ごろ入社したが、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。会社から厚生年金保険に加入させると説明されたのは何年か働いてからだだった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚が当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは平成 2 年 5 月 1 日と確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間②において当該事業所とは別の事業所で加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については7万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月30日から64年1月1日まで  
② 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間①において、A社B支店から同一法人であるA社C支店へ異動となったが、昭和63年12月分の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

また、申立期間②において、A社C支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立期間①については、雇用保険の被保険者記録並びに同事業所から提出された出勤簿及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和64年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和63年11月のオンライン記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は、当時の保険料納付を確認できる資料が保存されていないため不明としているおり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

A社C支店に係る申立期間②については、申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C支店は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支給明細書及び関係資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は保険料については納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 642

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日は昭和19年5月1日、資格喪失日は20年8月15日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年5月から同年11月までは30円、同年12月から20年7月までは50円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年8月15日まで

私は、昭和19年3月に14歳でC国民学校を卒業した後、同年5月1日からA事業所に勤務し、終戦と同時に退職してD市に帰郷したが、厚生労働省の記録では、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。私の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にC国民学校を卒業し、A事業所に入社した同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人及び同僚の当該事業所における労働者年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年5月1日と記録されており、同年12月1日に標準報酬等級が改定されていることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は記載されていないものの、申立人及び前述の同僚は「終戦後に二人で帰郷した。」と供述しているところ、同僚の被保険者資格喪失日は、オンライン記録によると、昭和20年8月15日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年5月1日、資格喪失日は20年8月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、昭和19年5月から同年11月までは30円、同年12月から20年7月までは50円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は18年7月1日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から18年7月1日まで

私は申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証により、申立人は昭和17年1月1日に労働者年金保険の資格を取得していることが確認でき、当該記録は申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票の記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

一方、当該名簿は昭和55年1月1日に何らかの資料を基に作成されたものであることがうかがえる上、当該名簿には申立人の資格喪失日及び標準報酬月額は記録されていないほか、当該名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている被保険者について、その大半の者は申立人と同様に資格喪失日及び標準報酬月額が記録されておらず、不完全な被保険者記録となっている。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、当該事業所における被保険者記録は確認できないほか、当該名簿に記載されている被保険者についても、同台帳において当該事業所における被保険者記録が確認できない者が複数みられることから、当該事業所の被保険者に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は「当該事業所には昭和14年6月に入社し、ちょうど4年間働き、18年6月末に退職した。退職後、約1か月間休んだ後、次の会社に入社した。」と供述しているところ、申立人は18年8月5日に申立事業所とは別の

事業所において労働者年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

一方、労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月に保険料の徴収が開始されていることから、労働者年金保険の被保険者資格期間に参入されるのは、保険料徴収開始後の同年 6 月 1 日以降の期間となる。

また、当該名簿において労働者年金保険の資格取得日が昭和 17 年 1 月 1 日となっている者について、オンライン記録において資格取得日が判明した者はすべて同年 6 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における労働者年金保険の資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 18 年 7 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 9 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 39 年 9 月まで A 社で勤務した。

しかし、年金事務所に確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真、Bの資格の免状及び元同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無く、商業登記簿謄本に記載された元代表取締役は所在不明のため連絡が取れず、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C校の回答から、申立人及び申立人が名前を挙げた元同僚4人は、同校の修了生であり、昭和38年3月末に同校を修了後、同年4月にA社へ入社したことが確認できるが、オンライン記録によると、これらの元同僚4人は、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、申立人が名前を挙げたこれらの元同僚のうち、所在が確認できた二人に照会したが、当該事業所における厚生年金保険の加入及び保険料控除等について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 631

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月から同年 11 月末までA社B課で期限付臨時職員として勤務していた。その当時の厚生年金保険料納付の有無を証明するものは何も無いが、同時期に期限付臨時職員として勤務していた知人は、厚生年金保険の加入記録があることを聞いた。

申立期間については、間違いなく勤務したので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社人事課が保管している辞令書（写）、複数の元同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和 53 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までA社B課に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社人事課は、当時の関連資料が無いので申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明と回答している。

また、当時、申立人と一緒に勤務し社会保険を担当していた元職員は、「当時の期限付臨時職員は、社会保険の加入については、本人の希望や事情により加入させていないこともあった。」と回答しており、元同僚の記録を確認すると、厚生年金保険に加入していない者が複数確認できることから、申立期間当時、B課においては、すべての期限付臨時職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の母の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間においてその母の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで  
② 昭和 51 年 11 月から 52 年 4 月まで

私は、D市にあるA社（現在は、B社）E店で季節労働者として2回以上働いた。社会保険事務所（当時）で話をしたが確認してもらえず、銀行で年金相談をした時、第三者委員会のことを知ったので申立てをした。

間違いなく勤務していたので、調べて厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において季節労働者として2回以上勤務したとしているが、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録では、昭和49年11月から50年4月までの期間及び同年11月から51年4月までの期間に勤務したことは確認できるものの、申立期間①及び②については雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間と一緒に働いたとする同僚や、申立期間に申立事業所において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入についてB社に照会したが、申立人に係る関係書類が保管されておらず不明としており、申立内容を確認することができなかった。

加えて、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により  
給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 633 (事案 412 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月初めから37年10月末まで  
② 昭和37年10月末から38年3月末まで

私は、申立期間①について、A県B郡C町のD社に隣接していたE社の4号釜でFという者と一緒に勤務した。

また、申立期間②については、G市H駅近くに所在したI社下請会社のJ社に勤務した。

これらの期間について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いと回答された。証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人は申立期間①については昭和31年11月末から34年10月末までとし、申立期間②については34年11月1日から36年3月末までとして申し立てているが、両期間ともに申立事業所を確認できる資料が無く、申立人が名前を挙げた類似の事業所においても申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかったことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立期間①について、申立てどおりの地域に所在しているK社及び同事業所で厚生年金保険に加入している者に、申立人が書いた組織図「E社の組織昭和35年10月～昭和37年10月迄」等をもとに照会したところ、現在の事業主及び複数の元従業員が「K社であると思う。」と供述しているものの、申立人及び申立人が名前を挙げた元同僚を記憶している者は無く、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人は、平成22年3月23日に実施した口頭意見陳述の際、「申立て

を裏付ける資料がある。」として、同月 30 日に提出があったK社の当時の工員辞令簿の写しには、申立人と同姓同名の者について「36. 4. 1 工員を命ず。」との記載が見られるが、当委員会が同社から入手した原本証明がなされた同辞令簿には「39. 4. 1 工員を命ず。」とあることから、申立人の申立てを裏付ける資料とは認められない。

申立期間②について、オンライン記録ではJ社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、住所地を管轄するL地方法務局に照会しても、同社の記録及び商業登記簿は無いことから、事業主も不明であり、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年4月まで  
② 昭和43年11月から44年4月まで

私は、近所の人で紹介で、A市にあるB社の住宅団地造成工事現場に夫婦二人で働きに行った。その時に妻が病気でA市の病院に通ったが、健康保険証はB社で加入したものを使ったと思うので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地はA市であったと供述しているところ、同所在地において、申立期間に同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会したが、同事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかったことから、事業主は不明であり、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人に勤務先を紹介したとして申立人が名前を挙げた者は、既に他界しており、申立人が一緒に働いていたとする元同僚は、所在不明であるため供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に適用事業所として記録されている全国の類似名称の事業所（B社、C社等の22社）についてオンライン記録を確認したが、申立人の記録は無い。

加えて、国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間①及び②については申請免除期間となっていたが、後日国民年金保険料を追納していることが確認できる。

また、D市が保管する国民健康保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和30年3月1日に国民健康保険被保険者資格を取得し、申立期間①及び②についても国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 644

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月から同年 12 月 28 日まで

私は平成 8 年 11 月から 9 年 3 月まで A 事業所に臨時社員として勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は平成 8 年 11 月 5 日に A 事業所において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、B 健康保険組合から提出のあった健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は平成 8 年 12 月 28 日に同健康保険組合の被保険者資格を取得しており、当該被保険者記録は厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は当該事業所での雇用形態について臨時社員であったと供述しているところ、事業主は「申立人に係る資料等は保管していないものの、雇用期間が 2 か月以内の臨時社員は当該期間を適用除外として厚生年金保険に加入させず、雇用契約の更新時において雇用期間が 2 か月以上となった場合に雇用契約更新日より厚生年金保険に加入させる。」と回答しており、申立人の同僚は「私は、最初の 2 か月は臨時雇用で、その後 3 か月の雇用期間になった時点で厚生年金保険に加入させてもらったと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により  
給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月ごろから 40 年 10 月 20 日まで  
私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、昭和 33 年 3 月 1 日から 40 年 10 月 25 日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立期間において当該事業所で被保険者であった者に照会したが、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人は「申立期間において、申立期間後に結婚した夫とともに当該事業所に勤務した。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人及び申立人の夫の記録は無い上、申立期間において健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

なお、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 36 年 9 月から 41 年 3 月までは国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 646

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 12 月まで  
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB事業所に、申立期間③はC事業所にそれぞれ勤務していたが、いずれの申立期間においても厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同社の経理担当者の供述により、時期及び期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業所の所在地として供述したD市において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無い。

また、当該経理担当者は「当社は3、4人の従業員しかいない小さな会社であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。所得税は給与から控除していたが、厚生年金保険料や健康保険料は控除していなかった。」と供述している。

B事業所に係る申立期間②については、事業主の供述により、時期及び期間は不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業所の所在地として供述したE市において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無い。

また、事業主は「当時の従業員は3人程度であり、個人事業所だった。厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、従業員から厚生年金保険料はもらっていない。従業員には国民年金に加入するよう説明していた。」と供述している。

C事業所に係る申立期間③については、事業主の供述により、時期及び期間は

不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所記号簿によると、当該事業所は昭和 59 年 4 月 1 日に C 事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は「当時の従業員は 2、3 人程度であり、個人事業所として営業しており、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。従業員から厚生年金保険料を預かることもなかったし、従業員には、それぞれ国民年金及び国民健康保険に加入するよう説明していた。」と供述しているところ、申立人は申立期間において国民年金に加入し、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。